



東京都

東京都運輸事業者向け  
燃料費高騰緊急対策事業支援金

# 申請の手引

<申請受付期間>

令和4年12月1日(木)～令和5年2月15日(水)

- ・ 地域経済を支える重要な社会インフラである物流および都民の日常生活と関わりの深い乗合バス事業を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者および乗合バス事業者の皆さんに支援金を交付します。
- ・ 電子と郵送のどちらでも申請いただけます。なお、郵送申請の受付は令和4年12月1日から開始し、電子申請の受付は令和4年12月末から開始する予定です。  
なお、速やかな交付手続を進めるため、原則として電子申請をご利用ください（また、本事業は、先着順で予定台数に達したら終了、というものではありません。郵送申請の場合、書類の確認に時間がかかる場合があります。）。

<東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金コールセンター>

※ 決定後にお知らせします。

<詳しい情報はこちらから>

- ① 東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金専用ポータルサイト  
※ 決定後にお知らせします。
- ② 東京都都市整備局ホームページ  
[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetstu/kotsu\\_butsuryu/nenryou\\_koutou\\_taisaku.html](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetstu/kotsu_butsuryu/nenryou_koutou_taisaku.html)

## 目次

I 支援金の概要 .....	3
1 趣旨 .....	3
2 支援金の対象者 .....	3
3 支援金の交付額 .....	4
4 支援金交付要件判定フローチャート .....	5
II 交付要件 .....	6
1 貨物運送事業者（トラック） .....	6
2 乗合バス事業者 .....	7
III 電子申請手続 .....	7
1 申請受付期間 .....	7
2 申請方法 .....	7
3 電子申請の流れ .....	8
IV 郵送申請手続 .....	9
1 申請受付期間 .....	9
2 申請方法 .....	9
3 申請書類 .....	10
4 郵送申請の流れ .....	10
V 注意事項 .....	11
VI 提出書類 .....	12
VII よくある問合せ .....	13
【記載例】 .....	15

不正受給（交付要件を満たしているように偽って申請すること等）は犯罪です。

不正受給が発覚した場合は、交付決定を取り消すとともに、支援金の全額返還を求めることがあります。

## 支援金の概要

### 1 趣旨

昨今の燃料価格の高騰を受け、地域経済を支える重要な社会インフラである物流および都民の日常生活と関わりの深い乗合バス事業を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者および乗合バス事業者に対し、支援金を交付します。

### 2 支援金の対象者

燃料価格高騰の影響を受けている、次に掲げる事業者要件および車両要件とともに満たす都内の中小貨物運送事業者および乗合バス事業者が、本支援金の対象です。

各要件の詳細については、6ページに記載しています。

#### (1) 貨物運送事業者（トラック） ※以下の要件の全てを満たすことが必要です。

##### ア 事業者要件

- ① 令和3年10月1日までに関東運輸局東京運輸支局において、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業のいずれかの許可を受けていること、または届出を行っていること。
- ② 申請時において、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に定める中小貨物運送事業者（以下「中小事業者」という。）であること。
- ③ 令和4年12月1日時点において、事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

##### イ 車両要件

- ① 化石燃料を使用して自ら走行する自動車であること（二輪の自動車を除く）。
- ② 令和3年10月1日までに関東運輸局東京運輸支局等において車両の登録、検査等が行われ、車検証に記載されている有効期限の満了日が令和4年12月1日以降であること。
- ③ 事業者要件で定める運送事業の用に供する自動車であること。
- ④ 交付対象事業者が所有またはリース契約に基づき借用し、使用している自動車であること。

(2) 乗合バス事業者 ※以下の要件の全てを満たすことが必要です。

ア 事業者要件

- ① 令和3年10月1日までに関東運輸局東京運輸支局において道路運送法第4条の許可を受け、一般乗合旅客自動車運送事業を行う事業者のうち、同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号の路線定期運行を行っているもの
- ② 令和4年12月1日時点において、事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

イ 車両要件

- ① 化石燃料を使用して自ら走行する自動車であること。
- ② 令和3年10月1日までに関東運輸局東京運輸支局等において車両の登録、検査等が行われ、車検証に記載されている有効期限の満了日が令和4年12月1日以降であること。
- ③ 事業者要件で定める運送事業の用に供する自動車であること（高速バス路線に係る事業の用に供する自動車は除く。）。
- ④ 交付対象事業者が所有またはリース契約に基づき借用し、使用している自動車であること。

※ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条の規定に該当する場合は、対象外となります。

※ 本支援金と同様の支援（保有車両に対する燃料費高騰分の支援）を都内他の自治体に申請している場合は、本支援金の申請はできません。

### 3 支援金の交付額

交付額は、交付要件を満たす申請事業者が所有または借用し、使用している車両の種別に応じ、次の表のとおりです。

種 別	交付額
一般または特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車 【緑ナンバーのトラック】	1台当たり <b>23,000円</b>
貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車 【黒ナンバーのトラック】	1台当たり <b>8,000円</b>
一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車 【緑ナンバーの乗合バス】	1台当たり <b>35,000円</b>

#### 4 支援金交付要件判定フローチャート

支援金の交付対象であるか、次のフローチャートでご確認ください。

郵送申請手続の方法については、9ページから10ページまでに記載がありますので、ご確認ください。

令和3年10月1日までに関東運輸局東京運輸支局において、次の事業許可を受けた  
(または届出済みの)事業者ですか？

【貨物運送事業者(トラック)】

以下のいずれか

- 一般貨物自動車運送事業の許可
- 特定貨物自動車運送事業の許可
- 貨物軽自動車運送事業の届出

【乗合バス事業者】

- 一般乗合旅客自動車運送事業の許可
- 路線定期運行を実施  
(高速バス路線に係る事業の用に供する自動車は除く。)



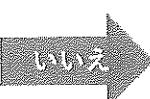
中小の事業者(資本金3億円以下または従業員300人以下)ですか？

はい



令和4年12月1日時点で上記事業を継続しており、申請日時点において引き続き上記事業を継続する意向がありますか？

はい



次の要件の全てを満たす自動車を所有(またはリースにより借用し、使用)していますか？

- 化石燃料を使用し、エンジンにより走行する(自動二輪車、電気自動車、小型特殊自動車、被けん引車等は対象外)。
- 都内ナンバー(品川、世田谷、練馬、杉並、板橋、足立、江東、葛飾、八王子、多摩)である。
- 事業用自動車(緑ナンバー車または黒ナンバー車)である。
- 令和3年10月1日から令和4年12月1日まで継続して上記事業に使用している。



本支援金と同様の支援(保有車両に対する燃料費高騰分の支援)を都内他自治体に申請していますか？

していない



交付対象です

交付対象になりません

## II 交付要件

3ページの「支援金の対象者」に記載した各要件の詳細は、以下のとおりです。

### 1 貨物運送事業者（トラック）

#### (1) 事業者要件

ア 中小貨物運送事業者（資本金3億円以下もしくは従業員300人以下の法人または個人事業主）

イ 令和3年10月1日までに関東運輸局東京運輸支局において、次の事業許可を受けた事業者または届出済みの事業者（（ア）～（ウ）のいずれかに該当）

（ア）一般貨物自動車運送事業者の許可

（イ）特定貨物自動車運送事業者の許可

（ウ）貨物軽自動車運送事業者の届出

ウ 令和4年12月1日時点で前項の事業を継続しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者

※ 次に掲げる団体は、支援金の交付の対象としません。

① 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

② 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団員等（暴力団ならびに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員および同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

#### (2) 車両要件

ア 化石燃料を使用して自ら走行する自動車

※ ハイブリッド車は対象になります。

※ 電気自動車や水素自動車、原動機付自転車を含む自動二輪車は対象外です。

イ 令和3年10月1日までに、次の（ア）または（イ）に該当し、車検証の有効期間の満了日が令和4年12月1日以降である自動車

（ア）関東運輸局東京運輸支局または管内自動車検査登録事務所において登録および検査を受けた自動車

（イ）軽自動車検査協会東京主管事務所または管内支所において検査を受けた軽自動車

ウ 1(1)の事業者要件を満たす事業者が所有または自動車リース事業者とのリース契約により借用し、使用している自動車

※ 貨物輸送を目的とした特種用途自動車は対象になります。

※ 小型特殊自動車（フォークリフト、トラクター等）、被けん引車（トレーラー等）、主として貨物を運ぶことを目的としていない特種用途自動車等は対象外です。

## 2 乗合バス事業者

### (1) 事業者要件

- ア 令和3年10月1日までに関東運輸局東京運輸支局において、一般乗合旅客自動車運送事業許可を受けた事業者または届出済みの事業者のうち、同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号の路線定期運行を行っているもの  
イ 令和4年12月1日時点で前項の事業を継続しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者

※ 次に掲げる団体は、支援金の交付の対象としません。

- ① 暴力団
- ② 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

### (2) 車両要件

- ア 化石燃料を使用して自ら走行する自動車

※ ハイブリッド車は対象になります。

※ 電気自動車や水素自動車は対象外です。

- イ 令和3年10月1日までに関東運輸局東京運輸支局または管内自動車検査登録事務所において登録および検査を受けた自動車であり、車検証の有効期間の満了日が令和4年12月1日以降である自動車

- ウ 1(2)の事業者要件を満たす事業者が所有または自動車リース事業者とのリース契約により借用し、使用している自動車

## III 電子申請手続

電子申請の手続については、以下のとおりです。

なお、申請者が都内に複数の営業所を運営している場合は、本社が一括して申請してください。

### 1 申請受付期間

申請受付開始日(※)から令和5年2月15日（水曜日）まで

※ 申請受付開始日については、確定後お知らせします。

※ 令和5年2月15日（水曜日）午後11時59分までに申請（送信）を完了してください。

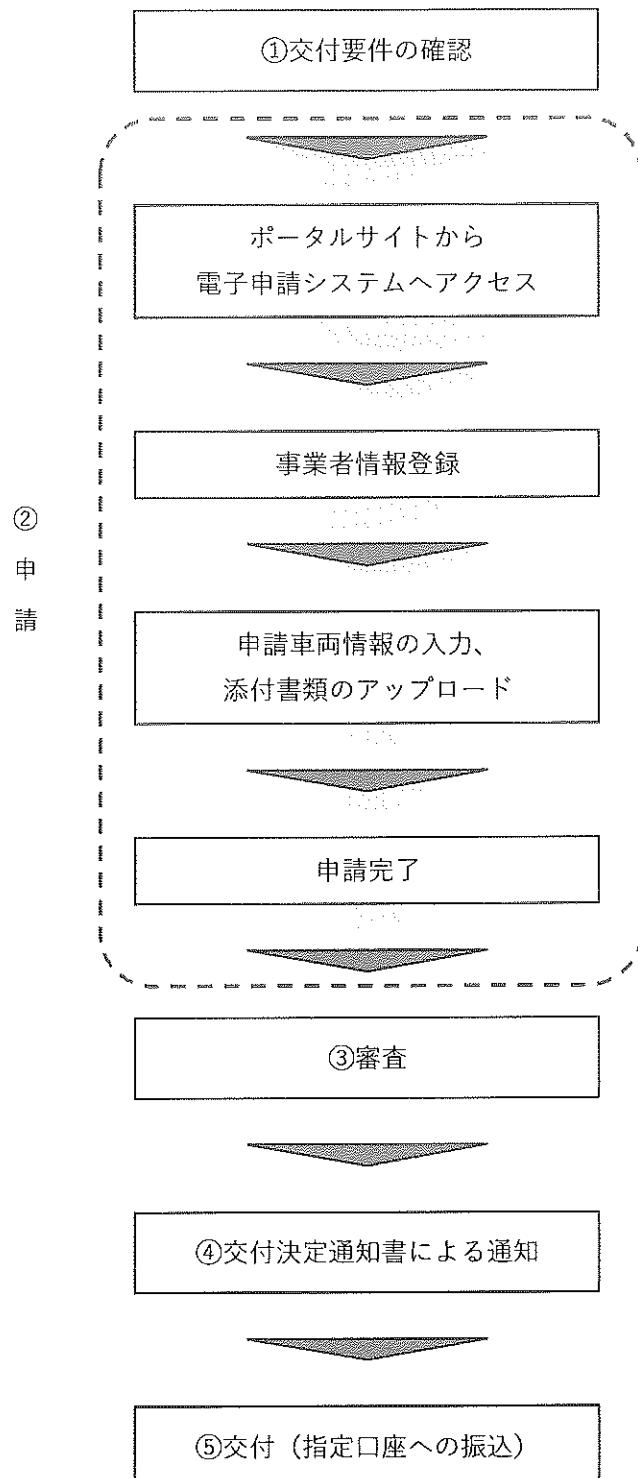
### 2 申請方法

「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金専用ポータルサイト（以下「専用サイト」という。）」(※)から申請してください。

※ 専用サイトについては、確定後お知らせします。

### 3 電子申請の流れ

電子申請の操作方法は、専用サイトに掲載する「電子申請マニュアル」をご参照ください。



#### ① 交付要件の確認

手続を始める前に、交付要件（6ページから7ページまで）および提出書類（12ページ）を確認するとともに、事前に必要書類を準備してください。

#### ② 申請

事業者情報の登録を行った後、申請手続を行います。具体的な操作方法は、専用サイトに掲載する「電子申請マニュアル」をご参照ください。

#### ③ 審査

まず、登録した事業者情報について、要件を満たしているか審査します。要件を満たしていない場合、事業者ID（メールアドレス）およびパスワードをお知らせします。

その後、申請書類の記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査し、必要に応じ、記載事項の誤りや、提出書類に不足等があった場合の補正を行います。

軽微なものについては、事務局から電話等で内容を確認し、同意の上で事務局が申請事項を補正したり、追加の書類提出をお願いしたりする場合がありますので、申請フォームには必ず日中連絡の取れる連絡先を登録してください。

#### ④ 交付決定通知書による通知

審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、決定内容（およびこれに条件を付した場合にはその条件）を交付決定通知書により通知します。交付要件に該当しないなどの理由で本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書により通知します。

#### ⑤ 交付（指定口座への振込）

決定した交付額を、指定された金融機関の口座に振り込みます。振込日は、交付決定通知書に記載された日付から起算しておおむね1週間後となります。

## IV 郵送申請手続

郵送申請の手続については、以下のとおりです。

なお、申請者が都内に複数の営業所を運営している場合は、本社が一括して申請してください。

### 1 申請受付期間

令和4年12月1日（木曜日）から令和5年2月15日（水曜日）まで

※ 令和5年2月15日（水曜日）必着（締切厳守）

（申請受付期間を過ぎた場合は受付できません。あらかじめご承知おきください。）

### 2 申請方法

申請書類一式を簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で、次の送付先に郵送してください。普通郵便で郵送した場合、事故があった場合の責任は負えません。

<送付先>

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 11階南側

東京都都市整備局都市基盤部調整課補助担当 宛て

※ 封筒の表面に「支援金申請書類 在中」と必ず記載してください。

### 3 申請書類

#### (1) 申請様式の入手方法

以下のサイトからダウンロードしてください。

ア 専用サイト

決定後お知らせします。

イ 東京都都市整備局ホームページ

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu\\_butsuryu/nenryou\\_koutou\\_taisaku.html](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu_butsuryu/nenryou_koutou_taisaku.html)

#### (2) 提出書類

12ページをご参照ください。

### 4 郵送申請の流れ

#### ① 交付要件の確認

手続を始める前に、交付要件（6ページから7ページまで）および提出書類（12ページ）を確認するとともに、事前に必要書類を準備してください。

#### ② 申請書の記入・郵送

申請書の記入に当たっては、本手引巻末にある記載例をご参照ください。申請書類一式は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で上記2の送付先まで郵送してください。

#### ③ 審査

申請書類の記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査し、必要に応じ、記載事項の誤りや、提出書類に不足等があった場合の補正を行います。

軽微なものについては、事務局から電話等で内容を確認し、同意の上で事務局が申請事項を補正したり、追加の書類提出をお願いしたりする場合がありますので、申請書には必ず日中連絡の取れる連絡先を記載してください。

#### ④ 交付決定通知書の通知

審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、決定内容（およびこれに条件を付した場合にはその条件）を交付決定通知書により通知します。交付要件に該当しないなどの理由で本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書により通知します。

#### ⑤ 交付（指定口座への振込）

決定した交付額を、指定された金融機関の口座に振り込みます。振込日は、交付決定通知書に記載された日付から起算しておおむね1週間後となります。

## V 注意事項

- 申請に不備がある、必要な書類が提出されなかった、事実とは異なることが判明した等の場合で、都が必要な補正を求めたにもかかわらず、必要な補正が行われなかったときは、交付申請が辞退されたものとみなします。
- 交付決定後に、申請の不備による支援金の振込不能等があり、このことについて、都が確認または連絡を行ったにもかかわらず、当該振込不能の状態が一定期間（2週間程度）継続した場合であって、これが申請事業者の責めに帰すべき事由によるときは、申請の取下げがあったものとみなします。
- 申請の取下げがあったときは、申請に係る支援金の交付決定は、行わなかったものとして取り消します。
- 交付後であっても、要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消します。この場合、交付した支援金を返還していただくとともに、交付した支援金と同額の違約金の支払いを求める場合があります。
- 必要に応じて追加書類の提出および申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。
- 申請書および提出書類の記載内容や交付または不交付等の結果に関する情報について、国や地方公共団体など他の行政機関等（以下「行政機関等」という。）が、他の給付金等の交付要件や交付額の該当性等の審査をするため必要な場合には、当該審査に必要な限度で、他の行政機関等に提供する場合があります。

## VI 提出書類

次の書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

なお、提出書類は返却しませんので、控えが必要な場合は提出前に必ずコピーを保管してください。

提出書類	記載例等	<input checked="" type="checkbox"/>
1 東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策支援金交付申請書 兼状況報告書（第1号様式）	15 ページ	<input type="checkbox"/>
2 申請対象車両一覧（第2号様式）	18 ページ	<input type="checkbox"/>
3 許可書等 (1) 貨物運送事業者（ア、イ、ウのいずれか一つ） ア 国土交通大臣の許可書（一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業に係るもの）の写し イ 貨物軽自動車運送事業に係る国土交通大臣への届出書の写し ウ 関東運輸局東京運輸支局による許可内容（または届出内容）についての証明（関東運輸局東京運輸支局に証明願を提出すれば取得可） (2) 乗合バス事業者（アまたはイのいずれか一つ） ア 一般乗合旅客自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書の写し イ 関東運輸局東京運輸支局による許可内容についての証明（関東運輸局東京運輸支局に証明願を提出すれば取得可）	—	<input type="checkbox"/>
4 (法人の貨物運送事業者のみ) 法人事業概況説明書	—	<input type="checkbox"/>
5 (法人の貨物運送事業者のみ) 履歴事項全部証明書	—	<input type="checkbox"/>
6 自動車検査証（車検証）の写し（申請車両全て）	—	<input type="checkbox"/>
7 支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳等の写し等）	—	<input type="checkbox"/>
8 誓約書（第3号様式）	—	<input type="checkbox"/>
9 確認書（第4号様式）（コミュニティバスの場合）	20 ページ	<input type="checkbox"/>

## VII よくある問合せ

Q 1 車両の保有期間が14か月より短い場合には月割りなどの交付になりますか。

A 1 月割り支給は行いません。令和3年10月1日から令和4年12月1日までの期間に継続して保有していることが交付の要件となります。

Q 2 車両要件の保有期間ですが、保有期間の中の令和4年3月末に納車された車両も支援金の対象になりますか。

A 2 対象になりません。対象となる車両は令和3年10月1日から令和4年12月1日の全期間にわたって保有している車両となります。ただし、車両の買い替えの場合は、対象になる可能性があります（納車等の都合により空白期間が生じた場合でも、1ヶ月以内であれば、連続するものとみなします。その場合、新旧の車検証または関東運輸局東京運輸支局への事業計画変更届出書の写しを提出してください。）。

Q 3 令和3年10月1日から令和4年12月1日の全期間にわたって車両を保有していましたが、休業していた期間があります。支援金の対象になりますか。

A 3 休業していた期間があったとしても、交付要件を満たしていれば対象になります。

Q 4 本社は東京都外ですが、都内に営業所があります。支援金の対象になりますか。

A 4 本社が都外でも、営業所等の事業拠点が都内にあり、かつ、車両のナンバーが都内の車両であれば対象になります。

Q 5 東京都内に車庫はあるのですが、営業所はありません。支援金の対象になりますか。

A 5 対象なりません。一方で、都内に営業所があり、車庫が都外にある場合は、車両のナンバーが都内であれば対象になります。

Q 6 都内に営業所が複数あります。申請は本社が一括して行うのでしょうか。

A 6 本社でまとめて申請してください（運送事業の許可を法人単位で取得していることから、同様の取扱いにさせていただきます。）。

Q 7 バイク便の事業者です。バイクは支援金の対象になりますか。

A 7 原動機付自転車、二輪自動車等のいわゆるバイクは、対象なりません。

Q 8 冷蔵冷凍車や高圧ガス運送用のタンク車は、支援金の対象になりますか。

A 8 主として貨物を運搬するタイプの特種用途自動車であれば対象になります。

Q 9 廃棄物運送事業者です。支援金の対象になりますか。

A 9 貨物運送事業法に基づく許可を受けた事業に使用している普通自動車（緑ナンバー）または届出を行った軽自動車（黒ナンバー）を保有している場合には、その車両が対象になります。

Q 10 提出書類のうち、国土交通大臣の許可書（または国土交通大臣への届出書）を紛失してしま

いました。どうしたらよいですか。

A10 関東運輸局東京運輸支局に許可内容（または届出内容）に係る証明願を提出すれば、証明してもらえますので、許可書（または届出書）の代わりに御提出ください。なお、証明願は、下記ホームページからダウンロードできます。

[https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/s\\_tokyo/riku\\_about\\_syoumei.html](https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/s_tokyo/riku_about_syoumei.html)

Q11 支援金がもらえるのは、いつ頃になりますか。

A11 申請後の審査が終了次第、順次交付します。申請内容に不備がなければ、申請から1か月程度となる予定です。

ご不明な点がございましたら、次の相談窓口にご連絡ください。

東京都都市整備局都市基盤部調整課補助担当

電話 03-5388-3317

月曜日から金曜日（祝日および年末年始は除く）8時から17時まで

（参考）金融機関コード

申請書（第1号様式）の「3 振込先」を記入する際は、以下のリンク先をご参照ください。  
なお、以下に記載のない金融機関であっても振込可能です。

<https://www.zengin-net.jp/company/member/>

## 【記載例】

第1号様式（第6条関係）

令和 5年 1月10日

東京都知事 殿

### 東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請書兼状況報告書

標記支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請及び報告します。

#### 1 申請事業者の情報

##### 法人の方

本店所在地	〒 160 — 0023	東京	都・道 府・県	新宿	市・区 町・村
	西新宿二丁目8番1号				
法人名	株式会社 東京都				
代表者職名	代表取締役				
代表者氏名	東京 一郎				
資本金の額又は 出資総額	250,000,000 円	常時使用する 従業員の数		185 人	
法人番号	7 0 1 3 4 9 9 1 2 3 4 5 6				

##### 個人事業主の方

自宅住所	〒 —	都・道 府・県	市・区 町・村	
フリガナ				
氏名				
生年月日	大・昭・平	年	月	日

##### 日中連絡先

フリガナ	シンジュク タロウ	電話番号	03-5555-2222
氏名	新宿 太郎		
メールアドレス	tarō-shinjuku@tokyo-kk.co.jp		

2 支援金の交付申請額

		合計金額	
(申請額内訳)		139,000円	
区分	基本額 (A)	事業の用に供する車両の 数 (B)	計 ((A) × (B))
一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	23,000円	車検証の枚数 5台	115,000円
貨物軽自動車運送事業	8,000円	3台	24,000円
一般乗合旅客自動車運送事 業	35,000円	台	円

※事業用に所有または使用している車両のみ

3 振込先 (預金通帳の見開きページの写し等を添付してください。)

金融機関名	東都	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード	0	1	1	1
支店名	西部	本店 支店	支店コード	8	8		8
種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)	2	3	4	5	6
口座名義人 カタカナ (※)	* 通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの カ) トウキヨウト ダイヒヨウトリシマリヤクシヤチョウ トウキヨウ イチロウ						

※口座は、法人の場合は「1 申請事業者の情報」に記載した法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を指定してください。

(次ページへつづく)

#### 4 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（✓）を入れて下さい。（該当する全ての項目に✓の印が必要です。）

No.	項目
1	令和3年10月1日から令和4年12月1日まで、事業に必要な許可等を有した上で事業を継続して実施しており、今後も事業を継続する意向があります。
2	本申請内容に虚偽があった場合、支援金交付決定の取消し及び返還について異議を申し立てません。
3	申請内容は、交付要綱の規定に基づく適正なものであることを誓約します。
4	東京都から、報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。

#### 5 添付書類チェック表

添付した書類にチェック印（✓）を入れて下さい。（該当する全ての項目に✓の印が必要です。）

No.	項目
1	申請対象車両一覧（第2号様式）
2	（貨物運送事業） 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し （乗合バス事業） 一般乗合旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し
3	法人事業概況説明書（法人の貨物運送事業者のみ）
4	履歴事項全部証明書（法人の貨物運送事業者のみ）
5	申請車両の自動車検査証（車検証）の写し
6	支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の見開きページの写し等）
7	誓約書（第3号様式）
8	確認書（第4号様式）（※コミュニティバスを運行している場合のみ）

#### 6 状況報告

	項目
	申請対象車両一覧（第2号様式）に記載した全ての車両について、令和3年10月1日から令和4年12月1日まで保有し、又は使用しており、事業の用に供していたことを報告します。

## 第2号様式（第6条関係）

## 申請対象車両一覧【貨物運送事業者用】

事業者名 :	新宿運送株式会社
--------	----------

一覧に記載の全ての車両について、車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印(✓)を記載してください。

✓	車検証の項目	要件
✓	自動車登録番号又は車両番号	品川、世田谷、練馬、杉並、板橋、足立、江東、葛飾、八王子、多摩のいずれかである。
✓	用途	貨物又は特種である。
✓	自家用・事業用の別	事業用である。
✓	車体の形状	(特種の場合) 貨物輸送を目的とした形状である。
✓	燃料の種類	化石燃料(ガソリン、軽油、CNGなど)が含まれている。
✓	所有者(使用者)の氏名又は名称	申請者と同一である。
✓	有効期間の満了する日	令和4年12月1日以降である(令和3年10月から令和4年12月までの間に更新手続を行っている場合も含む)。

No	自動車登録番号又は車両番号				自動車の種別	所有・使用の別
例	品川	100	あ	1111	普通・小型	所有
1	練馬	101	さ	3456	普通・小型	所有
2	練馬	101	な	2825	普通・小型	所有
3	練馬	101	よ	1987	普通・小型	所有
4	練馬	101	は	4679	普通・小型	所有
5	練馬	101	ち	・727	普通・小型	所有
6	練馬	589	て	5071	軽自動車	所有
7	練馬	101	う	6000	普通・小型	所有
8	練馬	101	か	9328	普通・小型	使用(リース)
9	練馬	101	ら	8827	普通・小型	所有
10	練馬	101	そ	・・92	普通・小型	所有
11						
12						
13			・ハイフン抜き ・「・」は全角 で結構です。		「普通・小型」 (緑ナンバー) 又は 「軽自動車」 (黒ナンバー) のどちらかを 記入	「所有」 又は 「使用 (リース)」 のどちらかを 記入
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

## 第2号様式（第6条関係）

## 申請対象車両一覧【乗合バス事業者用】

事業者名：新宿交通株式会社

一覧に記載の全ての車両について、車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印(✓)を記載してください。

✓	車検証の項目	要件
✓	自動車登録番号又は車両番号	品川、世田谷、練馬、杉並、板橋、足立、江東、葛飾、八王子、多摩のいずれかである。
✓	自家用・事業用の別	事業用である。
✓	燃料の種類	化石燃料（ガソリン、軽油、CNGなど）が含まれている。
✓	所有者（使用者）の氏名又は名称	申請者と同一である。
✓	有効期間の満了する日	令和4年12月1日以降である（令和3年10月から令和4年12月までの間に更新手続を行っている場合も含む）。

N	自動車登録番号又は車両番号				（用途の詳細）	所有・使用の別
例	品川	100	あ	1111	路線バス	所有
1	練馬	101	さ	3456	路線バス	所有
2	練馬	101	な	2825	路線バス	所有
3	練馬	101	よ	1987	路線バス	所有
4	練馬	101	は	4679	路線バス	所有
5	練馬	101	ち	・727	路線バス	所有
6	練馬	589	て	5071	路線バス	所有
7	練馬	101	う	6000	路線バス	所有
8	練馬	101	か	9328	路線バス	使用(リース)
9	練馬	101	ら	8827	コミュニティバス	使用(リース)
10	練馬	101	そ	・・92	コミュニティバス	所有
11						
12						
13			・ハイフン抜き ・「・」は全角 で結構です。	「路線バス」 「リムジンバス」 「コミュニティバス」 のいずれかを 記入	「所有」 又は 「使用 (リース)」 のどちらかを 記入	
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

第4号様式（第6条関係）

文 書 番 号

令和 年 月 日

東京都知事 殿

○○区長 印

東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請に係る確認書

標記支援金に係る下記内容について、事実と相違ないことを確認しました。

記

1 支援に当たり確認が必要となる事業の有無（該当するものに○）

有（事業名：○○区地域公共交通の運行に関する協定）

無（以下の項目への記載は必要ありません。）

2 コミュニティバス申請車両数

10台

3 運行形態（該当するものに○）

委託・補助・協定・負担金・その他（ ）

4 区市町村負担金等からの控除（該当するものに○）

<input type="radio"/>	(1) 本支援金交付決定額を、上記1に記載の事業における区市町村負担金等から控除する。
	(2) 本支援金交付決定額のうち、上記1に記載の事業において受託者が負担している額（以下「負担額」という。）を除いた金額を区市町村負担金等から控除する（負担額が本支援金交付決定額以上の金額である場合は、(1)と同様とする。）。
	(3) 本支援金交付決定額から控除すべき金額はない（当自治体は燃料費を負担していない。）。